

奨学生の種類と申込資格

高校時予約奨学生

①～④ すべてに該当のこと

- ① 兵庫県内に実家(※1)があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の最終学年に在学し、もしくは既に卒業・修了し、国内の大学等(※2)または職業能力開発校等(※3)へ進学を希望する方。

かつ、これらの学校に入学する時点で満20歳未満の方(※4)。

※1. 要保護児童は入所施設または里親の家とします。

※2. 大学等とは、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年、専攻科)・専修学校(専門課程)・特別支援学校(専攻科)をいいます。但し、通信教育課程は除きます。申込時、高等専門学校4・5年生の場合は、大学等在籍者奨学生にてお申込みください。

※3. 職業能力開発促進法に基づく公共の学校・施設を対象とします。

※4. 傷病や入院等、特段の事情により就学年齢が満20歳以上の場合はご相談ください。

(注) 申込者名が本名(戸籍)と異なる場合や、通称名を使用する場合は申し出てください。

- ② 障害者・難病患者・要保護児童のいずれかに該当する方。

1) 原則として、次のいずれかの手帳等を保有している方で、障害等により生活や修学等の援助の必要性を認められる方。

- ・ 障害者手帳 1～4級
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1～3級
- ・ 療育手帳 A～B2
- ・ 特定医療費受給者証、指定難病登録者証(お持ちでない方は医療機関の発行する証明書)

※ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方は事前に問い合わせてください。問い合わせがない場合は受け付けられないことがあります。

2) 要保護児童は、児童福祉法第6条の3第8項に該当する児童であり、児童養護施設等入所および里親家庭への委託の方をいいます。母子生活支援施設入所の方も対象とします。(自立援助ホーム除く)

いずれも申込締切り時点でその該当期間が6ヵ月以上経過していることが必要です。

- ③ 経済的な理由により就学が困難であると認められる方。

(注) 経済的な理由として、収入・所得の上限額は、3人家族で世帯年間収入800万円(所得620万円)、4人家族で900万円(所得700万円)、5人家族で1,000万円(所得830万円)を目途とします。

※世帯人数にかかわらず、世帯年間収入1,000万円超は対象外

- ④ 在学・在籍する高等学校等の学校長、施設長または里親の推薦を受けた方。

(注) 申込者本人が、保護者と同居の場合は学校長の推薦のみ、要保護児童に該当する場合は学校長および施設長・里親の両方の推薦が必要です。

大学等在籍者奨学生

①～④ すべてに該当のこと

- ① 兵庫県内に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程を卒業・修了の後、現在、国内の大学等に在籍し、2025年度1～3年生である方。但し、次学年に進級時点で2年生は満21歳未満、3年生は満22歳未満、4年生は満23歳未満である方。

(注1) 高校時予約奨学生 ① の※1・※2・※4および(注)をご参照ください。

(注2) 6年制大学の場合、同年度4・5年生も対象とし、年齢基準も同様とします。

(注3) 傷病や入院等、特段の事情により上記年齢基準を超える場合はご相談ください。

(注4) 神戸やまぶき財団の奨学生もしくは過去に不採用となった方の大学等在籍者奨学生での再度の申込みはできません。

- 2・3 前述の「高校時予約奨学生」② ③ と同じ。

(注) ②の2)の最終行にある「申込締切り時点」とは、高校等の最終学年次の9月末時点をいい、その日を含み6ヵ月以上の入所・委託期間がある方が対象です。

- ④ 在学・在籍する大学等の学部長またはそれに代わる方、施設長または里親の推薦を受けた方。

(注) 申込者本人が保護者と同居の場合は学部長等の推薦のみ、要保護児童に該当する方は学部長等および施設長・里親の両方の推薦が必要です。

高等教育修学支援新制度について

2020年4月から施行された高等教育修学支援新制度について、同制度の適用対象となる方（要保護児童および所定の世帯所得の方）は、同制度に申請いただくことを当財団奨学生採用の条件とします。

- 同制度の対象となる方は、減免・給付適用後の金額にて奨学金を算定・支給します。
- 財団奨学金申込時点で同制度に申し込まれていない方については、進学先入学後に申請していただきます。
- 同制度が適用されない学校に進学（在籍）される場合はこの限りではなく、当財団奨学生にお申込みいただけます。

高等教育修学支援新制度：入学金・授業料の減免および給付奨学金が支給されます。

詳細は学校もしくは日本学生支援機構（JASSO）にお問い合わせください。

奨学生の区分と奨学金の内容（種類・金額・支給期間）

奨学生の区分と支給する奨学金の種類

（○：支給する、×：支給しない）

奨学生の種類	奨学生の区分（支給コース）	支給奨学金の種類		
		入学一時金	学資奨学金	生活援助金
高校時予約奨学生	高校時予約奨学生 A コース	○	○	○
	高校時予約奨学生 B - I コース	×	○	×
	高校時予約奨学生 B - II コース	○	×	×
	高校時予約奨学生 C コース	○	×	×
大学等在籍者奨学生	大学等在籍者奨学生 DA コース	×	○	○
	大学等在籍者奨学生 DB コース	×	○	×

（注1）奨学生の区分は、総合的な修学支援の必要性評価により決定しますので、申込者が選ぶことはできません。

（注2）進学希望校が職業能力開発校で授業料等の負担がない場合は、Cコースの適用となります。

（注3）奨学金の種類は上記以外に、特別目的奨学金（運転免許取得費）や卒業一時金があります。（全コース対象）

（注4）編入学での「大学等在籍者奨学生」申込者が、編入学に合わせて転居費用が発生する場合、一時金として支給することがあります。

奨学金の内容・支給金額および支給期間

1 入学一時金（入学金・入学支援金）

- 1) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生 A コース採用者に対して、大学等に合格し、入学したことを確認後、下表に基づき入学金および入学支援金（入学支度費用援助）を入学一時金として支給します。但し、入学金が免除された場合は、入学支援金のための支給となります。

通学区分	入学一時金	
	入学金（実額）	入学支援金
自宅から通学	35万円 （上限額）	10万円
自宅外から通学		40万円（注）

（注）2025年度より支給額を一律に改訂

- 2) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生 B - II コース採用者に対して、大学等に合格し、入学したことを確認後、下表に基づき入学一時金を支給します。

学校区分	入学一時金	入学金免除の場合
大学	60万円	30万円
短期大学	40万円	20万円
専修学校（専門課程）		

- 3)「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Cコース採用者に対して、職業能力開発校等に入学したことを確認後、下表に基づき入学一時金を支給します。

学校区分	履修期間	入学一時金
職業能力開発校等	2年以上	30万円
	1年以上～2年未満	20万円
	6ヵ月以上～1年未満	10万円

2 学資奨学金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコース、B-Iコースおよび大学等在籍者奨学生DAコース、DBコース採用者に対して、授業料・指定納付金等の実額を学資奨学金として支給します。但し、上限額を年間150万円とします。

3 生活援助金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースおよび大学等在籍者奨学生DAコース採用者に対して、下表に基づき生活援助金を支給します。

(学校・通学区分別の上限額、支給期間)

学校区分	支給金額		支給期間	
	自宅通学生 (月額)	自宅外通学生 (月額)	高校時予約 奨学生Aコース	大学等在籍者 奨学生DAコース
大学	・生活費 月額：3万円 ・通学費 月額：上限3万円 (実額を支給)	・生活費 月額：5万円 ・通学費 月額：上限3万円 (実額を支給) ・住居費 月額：上限6万円 (実額を支給)	4～6年間	3～5年間
短期大学			2～3年間	1～2年間
高等専門学校(4・5年、専攻科)			各2年間	各1～2年間
専修学校(専門課程)			1～4年間	1～3年間
特別支援学校(専攻科)			3年間	1～2年間

(注1)支給金額および支給期間については、奨学生採用決定後に提出書類に基づき、審査・決定します。

(注2)重度障害者(障害等級1・2級)は、上記に加え通学援助費等を申請により別途支給する場合があります。

4 支給期間

上記 2 3 の奨学金の支給期間は以下のとおりです。

- 1)「奨学生の区分」で高校時予約奨学生A・B-Iコースは、進学・入学した大学等の標準履修期間。
- 2)「奨学生の区分」で大学等在籍者奨学生DA・DBコースは、進級した学年次から残りの大学等の標準履修期間。

5 その他

- 1) 本奨学金は原則、返済は不要です。
- 2) 他団体から給付型奨学金を受給する場合、本奨学金の支給金額を調整して決定します。
また、高校時予約奨学生Aコース・大学等在籍者奨学生DAコースの方が貸与型奨学金を併せて受給する場合は、その貸与型奨学金の上限額を月5万円とすることを原則とします。
- 3) 高等教育修学支援新制度の減免適用および他団体との支給金額調整後の学資奨学金について、手続き等の不備により不受給となった場合は、如何なる理由でも再調整いたしません。